

東京都健康づくり推進キャラクター「ケンコウデスカマン」等使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都健康づくり推進キャラクター「ケンコウデスカマン」及びキャッチコピーのロゴ「ちょっと実行、ずっと健康。」(以下「キャラクター等」という。)に関し、東京都著作権取扱要綱(平成10年7月10日付10財管総第50号。以下「要綱」という。)の規定に基づく使用許諾を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 キャラクター等を使用する者(以下「使用者」という。)は、要綱第7条の規定に基づき、あらかじめ東京都健康づくり推進キャラクター「ケンコウデスカマン」等使用承認申請書(様式第1号)を東京都(以下「都」という。)に提出し、使用の許諾を受けなければならない。

(使用の禁止)

第3条 知事は、前条の申請の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクター等の使用を許諾しない。

- (1) 健康づくりの正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 都が作成したキャラクター等の使用に係るマニュアル(以下「デザインマニュアル」という。)に定められた使用方法に従うものでないとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) その他知事が不相当と認めるとき。

(使用の条件)

第4条 知事はキャラクター等の使用の許諾に当たっては、次に掲げる条件その他キャラクター等の適切な使用に必要な条件を付す。

- (1) 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ア 許諾された用途にのみ使用すること。
 - イ 使用に当たっては、都が貸与したキャラクター等に係る素材を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - ウ デザインマニュアルに定められた色、形等を正しく使用すること。
 - エ キャラクター等の使用終了後は、貸与を受けたキャラクター等に係る素材を都に返却すること。
- (2) 知事は、キャラクター等の使用が許諾の内容に違反していると認められるときは、当該許諾を取り消すことができる。
- (3) 前号の規定により許諾を取り消された者は、当該許諾に係る物件を使用してはならない。
- (4) 使用者は、キャラクター等を使用した月の翌月末までに東京都健康づくり推進キャラクター「ケンコウデスカマン」等使用物件一覧(様式第2号)により、使用状況の報告をしなければならない。

附 則

この規程は、平成27年9月30日から施行する。

東京都健康づくり推進キャラクター「ケンコウデスカマン」等
使用承認申請書

東京都知事 殿

申請者住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名） 印
連絡先（電話番号）

東京都健康づくり推進キャラクター「ケンコウデスカマン」等を使用したいので、下記のとおり申請します。

なお、使用に当たっては、東京都健康づくり推進キャラクター「ケンコウデスカマン」等使用取扱規程に定める事項を遵守します。

記

1 申請内容

使用目的	
使用方法	（種類・規格、数量等）
使用場所	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

2 添付書類

- (1) 企画書（デザイン、レイアウト図、原稿、設計図等）
- (2) 申請者の概要が分かるもの（区市町村の申請の場合は省略可）
- (3) その他参考となる資料

東京都健康づくり推進キャラクター「ケンコウデスカマン」等使用取扱規程第3条の各号に該当すると認められた場合は、直ちに使用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）

印

東京都健康づくり推進キャラクター「ケンコウデスカマン」等使用物件一覧

No	使用団体	使用目的	使用対象物件	作成数	頒布数	使用期間	承認年月日	承認番号
1								
2								
3								
4								

※使用状況が分かる写真などの参考資料を添付すること。